## 港湾施設の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

## 令和4年11月28日提出

## 川崎市長 福 田 紀 彦

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指定管理者		作
	住 所	名称及び代表者名	指定期間
港位和第35条事港車式気 川島35号、用所厚設役設 市番地のの横端というでは、明が見いさい、中では、明が見いでは、明が見いでは、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中		横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体 代表者 横浜川崎国際港湾株式会社 代表取締役社長 人見 伸也 構成員 川崎臨港倉庫埠頭株式会社 代表取締役会長 髙橋 哲也	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体の概要

代表者 横浜川崎国際港湾株式会社

設 立 平成28年1月12日

資本の額 10億1千万円

従業員数 36人

目 的 次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンテナターミナル施設及び関連施設の建設、賃貸、管理及び運営
- (2) 港湾施設の設計、施工、監理及び管理運営
- (3) 港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施
- (4) 外国客船の誘致
- (5) 国内外での各種イベント、展示会の企画及び開催
- (6) 港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための事業及び調査・ 研究等
- (7) 海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査
- (8) 物流施設、事務所、会議室等の施設の賃貸及び管理運営
- (9) 環境にやさしいみなとづくりのための自然環境の保全及び改善に関する事業
- 10 駐車場施設の建設、賃貸、管理及び運営
- 11) 前各号の附帯又は関連する一切の事業

事業実績 (1) コンテナターミナルの運営、整備計画の策定

(2) 国の支援を受けた貨物集貨策の展開

- (3) 基幹航路の維持・拡大に向けた大型船の寄航可能な大水深・高規格コンテナターミナルの整備
- (4) 港湾施設指定管理者

構 成 員 川崎臨港倉庫埠頭株式会社

設 立 昭和35年8月16日

資本の額 1億円

従業員数 19人

目 的 次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 倉庫業
- (2) 倉庫、建物、土地、その他施設の賃貸業
- (3) コンテナふ頭施設及びコンテナ蔵置施設の建設、賃貸、管理及び運営
- (4) 港湾施設の強化及び振興に寄与する為の調査・研究
- (5) 港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施
- (6) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに 電気の供給、販売等に係る業務
- (7) 前各号の事業に附帯又は関連する事業

事業実績 (1) 倉庫業に係る貨物の集荷、保管及び管理その他の業務

- (2) 倉庫及び現場事務所の賃貸業務
- (3) 港湾施設指定管理者